

六 平成三十年厚生労働省告示第二百四十四号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

七 平成三十年厚生労働省告示第二百五号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を指定した件）

八 平成三十年厚生労働省告示第二百四十七号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

九 平成三十年厚生労働省告示第二百四十八号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の十七第一項第二号の規定に基づき講習を指定した件）

○農林水産省告示第八百八十号
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百九十九條第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四條第一項第二号及び第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第六百六十八條第二項及び第二百七十二条の規定に基づき、平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十二号（果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。
令和二年四月二十三日
農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び北海道庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十二号の規定は、令和三年産のぶどうに係る收穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

十 平成三十一年厚生労働省告示第二百三十三号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

十一 平成三十一年厚生労働省告示第二百三十四号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を指定した件）

十二 令和元年厚生労働省告示第四百四十六号（職業能力開発促進法施行規則第四十八條の十七第一項第二号の規定に基づき講習を指定した件）

○農林水産省告示第八百八十一号
肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五條第九項の規定に基づき、令和二年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。
令和二年四月二十三日
農林水産大臣 江藤 拓

品 種

黒毛和種 平均売買価格（消費税額分を含む。）
一頭につき、七一八、九〇〇円
褐毛和種 一頭につき、五八三、五〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 一頭につき、二四三、九〇〇円
乳用種の品種 一頭につき、二四九、一〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種 一頭につき、四二五、四〇〇円

○国土交通省告示第五百六十三号
成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二十三号）第四十六條の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和二年四月二十三日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 設置者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一
二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市
三 変更した事項（変更前の事項については、令和二年国土交通省告示第七百七十六号を参照。）
イ 誘導路 延長 二万八千八百六十メートル
ロ エプロン 面積 二百五十二万八千九百六十平方メートル
四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和二年五月二十一日

○国土交通省告示第五百六十四号
船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行に伴い、並びに船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五條第三項及び第五十三條第三項並びに船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三條第二項第二号及び第三項第二号の規定に基づき、船舶のトン数に関する証書交付規則等の一部を改正する告示を次のように定める。
令和二年四月二十三日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

船舶のトン数に関する証書交付規則等の一部を改正する告示
（船舶のトン数に関する証書交付規則の一部改正）

第一条 船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	<p>（トン数証書及び測度明細書の交付）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる者（以下「船舶所有者等」という。）は、地方運輸局長（本邦外にある日本船舶については、関東運輸局長。以下この条及び次条（トン数の変更に係る申請に限る。）において同じ。）から当該各号に定めるトン数証書（外国船舶トン数証書及び運河トン数証書の交付を受ける場合にあつては、測度明細書（当該各号に記載されたトン数の算出の根拠を記載したものをいう。以下同じ。）を含む。）の交付を受けることができる。</p> <p>一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第七條の規定により申立てをしようとする者又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十七條第一項（同法第四十四條及び第五十二條において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者若しくは同法第三十八條、第四十三條第六項及び第五十一條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第七條の規定により申立てをしようとする者 当該申請又は申立てに係る船舶に關する責任トン数確認書</p>	<p>（トン数証書及び測度明細書の交付）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる者（以下「船舶所有者等」という。）は、地方運輸局長（本邦外にある日本船舶については、関東運輸局長。以下この条及び次条（トン数の変更に係る申請に限る。）において同じ。）から当該各号に定めるトン数証書（外国船舶トン数証書及び運河トン数証書の交付を受ける場合にあつては、測度明細書（当該各号に記載されたトン数の算出の根拠を記載したものをいう。以下同じ。）を含む。）の交付を受けることができる。</p> <p>一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第七條の規定により申立てをしようとする者又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十七條第一項（同法第三十九條の六において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者若しくは同法第三十八條において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第七條の規定により申立てをしようとする者 当該申請又は申立てに係る船舶に關する責任トン数確認書</p>
2、4	（略）	（略）